

《事業資金用商品》

16

地域活性化連携ローン

平成27年 2月 1日現在適用中

1	商品の名称	地域活性化連携ローン（郡上市商工会連携融資）
2	お使いみち	・事業資金（運転資金または設備資金）
3	ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・郡上市商工会会員で次の全てを満たす法人および個人 ①郡上市商工会からの紹介が受けられる会員で商工会会費完納の先 ②当金庫の営業地域内で同一事業を2年以上営み、6か月以上商工会の経営指導を受けている先 ③税金の未納がない方 法人の場合：法人税と消費税および地方消費税に未納の税額がないこと 個人の場合：申告所得税と消費税および地方消費税に未納の税額がないこと ④直近の決算において債務超過でない先
4	ご融資金額	・500万円以内（1万円単位）
5	ご融資方法	・証書貸付となります。
6	ご融資期間	・5年以内
7	ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・別表の「融資商品のご融資利率表」をご参照ください。 ※新長プラ連動変動金利
8	ご返済方法	・毎月元金均等返済
9	担保	<ul style="list-style-type: none"> ・不要です。 ただし、すでに根抵当権が設定してある方が本商品を利用する場合は、本商品がすでに設定された根抵当権の被担保債権の範囲に含まれます。
10	手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ご融資時にお支払いいただく手数料はありません。 ただし、ご返済方法の変更、ご融資期間内での一部繰上げ返済または全部繰上げ返済される場合には所定の手数料をいただきますので、別表の「各種手数料等のご案内」をご参照ください。
11	保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は代表者1名 ・個人の場合は配偶者等家族1名
12	提出していただく書類	<ul style="list-style-type: none"> ・次の書類を提出していただきます。 ①所定の借入申込書 ②上記申込書に添付していただく主な書類 <法人> <ul style="list-style-type: none"> ア. 商工会発行の「紹介状」 イ. 3か月以内発行の全部事項証明書 ウ. 直近2期分の決算書（税務署受付印、付属明細添付） エ. 納税証明書（その3の3） （法人税と消費税および地方消費税に未納の税額がないこと） オ. 代表者の本人確認資料（運転免許証等） カ. 資金使途確認資料（見積書、請求書等） キ. その他当金庫所定書類 <個人> <ul style="list-style-type: none"> ア. 商工会発行の「紹介状」

		<p>イ. 直近の確定申告2期分（税務署受付印、貸借対照表・損益計算書添付）</p> <p>ウ. 納税証明書（その3の2） （申告所得税と消費税および地方消費税に未納の税額がないこと）</p> <p>エ. 本人確認資料（運転免許証等）</p> <p>オ. 資金使途確認資料（見積書、請求書等）</p> <p>カ. その他当金庫所定書類</p>
13	苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時30分 電話：0120-939-853）にお申出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所（9時～17時 電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
14	その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご融資金額は、原則として当金庫から振込させていただきます。 ・ 当金庫の審査によりお取り扱いできない場合がございます。 ・ 詳細、ご返済の試算およびご不明な点は、営業担当者までご照会ください。